



\\ ご存じですか? //

NISA制度拡充 および 恒久化

2024年1月に施行された改正租税特別措置法において、
NISA制度の恒久化、非課税投資枠の拡大、非課税保有期間の無期限化などの改正がされ、
 NISAの利便性が向上しています。

2024年からNISA制度が新しくなりました!

2024年からのNISA

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限		
非課税保有限度額	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
	1,200万円(内数)		
口座開設期間	期限の定めなし(いつでも自由に開設可能)		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (従来のつみたてNISA対象商品と同様)		上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		
従来の制度と新しいNISA制度との関係	従来のつみたてNISAおよび一般NISAの勘定に受け入れている投資信託等は、非課税保有限度額の合計額に含まれません。従来のつみたてNISAおよび一般NISAの勘定に受け入れている投資信託等はそれぞれの非課税保有期間が終了するまで非課税で保有することができます(非課税保有期間終了時に課税口座に移管されます)。		

(注1) つみたて投資枠・成長投資枠の勘定を設定した時から10年経過した日に(それ以降は5年経過ごと)、お客様の氏名・住所の再確認を行います。
 (注2) お客様の非課税保有限度額については、金融機関が一定のクラウドを利用して提供する情報を基に国税庁が管理します。

2024年からの新しいNISA制度のポイント

シンプルでわかりやすく、より使い勝手の良い制度に生まれ変わりました!

POINT 1

非課税保有期間の無期限化

従来のNISA制度では、つみたてNISAで最長20年間、一般NISAで最長5年間と、非課税保有期間が限られていました。しかし、2024年1月からスタートした**新しいNISA制度**では、**非課税保有期間がつみたて投資枠・成長投資枠ともに無期限**になっています。

POINT 2

口座開設期間の恒久化

これまでNISA制度は、新規投資ができる期限に定めがある暫定的な制度でしたが、2024年からは、期限の定めがない**恒久的な制度**となりました。
 ※ジュニアNISAを利用した新規投資は2023年末をもって終了しています。

POINT 3

つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能

NISA口座につみたて投資枠と成長投資枠の勘定が毎年設定され、同一年に双方の併用が可能です。

POINT 4

非課税保有限度額は、全体で1,800万円

新しいNISA制度では、「非課税保有限度額」で残高の管理がされ、簿価ベースで合計1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)まで保有できます。また、換金した場合には再利用ができます。

POINT 5

年間投資枠の拡大

従来のNISA制度での年間投資上限額は、つみたてNISAを選んだ場合は40万円、一般NISAを選んだ場合は120万円でしたが、**新しいNISA制度では最高360万円と大幅に拡大**しています。内訳としては、**つみたて投資枠がつみたてNISAの3倍の年間120万円、成長投資枠が一般NISAの2倍の年間240万円**です。



新しいNISA制度の留意事項等 についてご紹介します。▶▶



NISA制度 よくある質問！

Q 毎月分配型投資信託は、なぜNISA制度の対象ではないのですか？

A NISA制度は、資産形成を支援するための制度です。毎月分配型投資信託は悪い投資信託ではありませんが、資産形成の支援というより、運用しながら使うことに適した投資信託だからです。

Q 2024年1月にA投資信託を成長投資枠で200万円購入しました。5月にその投資信託を全部解約した場合、同じ年に再度240万円まで成長投資枠を利用して購入することはできますか？

A できません。年間投資枠(つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)を再利用することはできません。

Q 一般NISAの勘定に受け入れている投資信託を、成長投資枠の勘定に移管することはできますか？

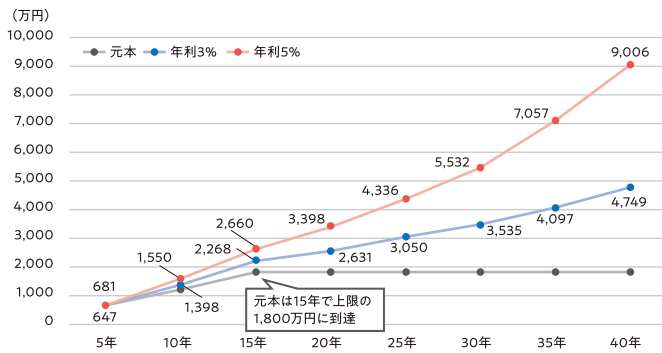
A できません。そのため、一般NISAの勘定に受け入れている投資信託は、非課税期間終了時に、その時の時価で課税口座(特定口座・一般口座)に移管することになります。

Q 一般NISAまたはつみたてNISAの勘定に受け入れている投資信託の金額は、「非課税保有限度額」に加算されますか？

A 加算されません。2024年以降、新しいNISAを利用して購入した分から、非課税保有限度額の計算がされます。

新しいNISA制度だけでどれくらいの資産を形成できる？

◆新しいNISAで毎月10万円積立した場合の資産総額推移



毎月10万円積立。年利3%と5%で運用し、年複利を想定。
計算過程では端数処理せず、計算結果のみ1万円未満四捨五入。
(株)フィナンシャル・ラボ作成

新しいNISA制度の非課税保有限度額は1,800万円(うち成長投資枠の上限は1,200万円)です。

仮に、つみたて投資枠だけを利用して毎月5万円ずつ投資すれば30年で1,800万円、毎月10万円ずつならば15年で1,800万円の上限に達します。

たとえば、毎月10万円ずつ投資して、年利3%・5%で運用ができたと仮定します。

このとき、15年後の資産総額は年利3%なら約2,268万円、年利5%なら約2,660万円になります。

以後は新規の積立ができませんが、そのまま非課税投資を続けたとした場合、資産総額は左図のようになります。複利効果を活かし、加速度的な資産形成が実現できます。

非課税口座に関するご留意点

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています。2024年以降の新しいNISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- 非課税口座には年間投資枠が設定されており、一旦利用すると、換金しても年間投資枠の再利用はできません。また、年間投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新しいNISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできませんが、年間投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間投資枠が消費されます。
- 2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税保有期間終了時に、NISA口座内でお客様が保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

商号：浜松磐田信用金庫 登録金融機関：東海財務局長(登金)第61号

くわしくは本支店窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

0120-307-804 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

浜松いわた信用金庫